

# 奈良市公報

第90号

令和5年2月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
1 23	1	奈良市公報号外第12号に掲載	人事課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 16	14	道路の位置指定	建築指導課
1 16	15	放置自転車等の保管	環境政策課
1 16	16	放置自転車等の処分	環境政策課
1 17	17	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護課
1 17	18	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
1 18	19	農用地利用集積計画の決定	農政課
1 18	20	放置自転車等の保管	環境政策課
1 18	21	なら工藝館の臨時休館	産業政策課
1 20	22	土地収用法に基づく裁決申請書等の写しの公衆縦覧	道路建設課
1 20	23	土地収用法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧	道路建設課
1 23	24	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 23	25	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 23	26	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 26	27	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 26	28	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 31	29	奈良市森林整備計画の案の公衆縦覧	農政課
1 31	30	放置自転車等の保管	環境政策課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
1 16	4	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
1 16	5	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
1 20	6	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
1 31	7	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課

告

示

奈良市告示第 14 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 5 年 1 月 16 日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	磯城郡川西町大字結崎 624 番地の 3
申請者氏名	有限会社 You&I コーポレーション 取締役 藪内 範子
道路の位置	奈良市中山町 1290 番、1293 番及び水路の各一部
道路の幅員	最大 6.00m 最小 6.00m
道路の延長	26.72m
指定年月日	令和 5 年 1 月 16 日
指定番号	第 R0406 号

(令和 5 年 1 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 15 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 月 16 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 1 月 11 日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 1 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 16 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭

和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示する。

令和5年1月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

3 処分年月日

令和5年1月16日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年6月2日、同月10日、同月17日、同月22日及び同月27日

(令和5年1月16日揭示済)

**奈良市告示第17号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月17日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーション ののはな	奈良県奈良市六条西四丁目6-3	令和4年 11月30日

(令和5年1月17日揭示済)

**奈良市告示第18号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年1月17日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人 はしもと歯科クリニック	奈良県奈良市三条本町9番21号 JR奈良伝宝ビル1階・4階	令和5年 1月1日

(令和5年1月17日揭示済)

**奈良市告示第19号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

(令和5年1月18日揭示済)

**奈良市告示第20号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日  
令和 5 年 1 月 17 日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間  
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
    - ア 移動費 自転車 2,000 円  
原動機付自転車 4,000 円
    - イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 5 年 1 月 18 日揭示済）

**奈良市告示第 21 号**

なら工芸館条例（平成 12 年奈良市条例第 32 号）第 3 条の 4 第 2 項の規定により、令和 5 年 2 月 1 日及び同月 28 日、なら工芸館を休館します。

令和 5 年 1 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

（令和 5 年 1 月 18 日揭示済）

**奈良市告示第 22 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 42 条第 1 項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告し、これを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利が害されるおそれのある者は、土地収用法第 43 条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

令和 5 年 1 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 起業者の名称及び所在地
  - (1) 名称  
奈良市
  - (2) 所在地  
奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
- 2 事業の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・3・4 号大和中央道及び 3・4・105 号平城学園前線
- 3 裁決申請の受理日  
令和 5 年 1 月 16 日
- 4 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況

奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目	817 番 1	宅地	宅地
<p>5 縦覧場所及び時間</p> <p>(1) 縦覧場所 奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市建設部道路建設課</p> <p>(2) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>6 縦覧の期間 公告の日から令和 5 年 2 月 3 日まで</p> <p style="text-align: right;">(令和 5 年 1 月 20 日揭示済)</p>			

**奈良市告示第 23 号**

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 47 条の 4 第 1 項の規定により、奈良県収用委員会から同法第 47 条の 3 第 1 項に規定する書類の写しの送付を受けたので、同法第 47 条の 4 第 2 項の規定において準用する同法第 42 条第 2 項の規定により、次のとおり公告し、これを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利が害されるおそれのある者は、土地収用法第 47 条の 4 第 2 項の規定において準用する同法第 43 条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。  
令和 5 年 1 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 起業者の名称及び所在地
  - (1) 名称  
奈良市
  - (2) 所在地  
奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
- 2 事業の種類  
大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 道路事業  
3・3・4 号大和中央道及び 3・4・105 号平城学園前線
- 3 書類の受理日  
令和 5 年 1 月 16 日
- 4 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目	817 番 1	宅地	宅地

<p>5 縦覧場所及び時間</p> <p>(1) 縦覧場所 奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市建設部道路建設課</p> <p>(2) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>6 縦覧の期間 公告の日から令和 5 年 2 月 3 日まで</p> <p style="text-align: right;">(令和 5 年 1 月 20 日揭示済)</p>			
---	--	--	--

**奈良市告示第 24 号**

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。  
令和 5 年 1 月 23 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岩田 文祥 奈良市月ヶ瀬尾山 1965 番地	松本 定則 奈良市月ヶ瀬尾山 154 番地

2 変更の年月日

令和5年1月1日

(令和5年1月23日揭示済)

**奈良市告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田端 喜久 奈良市月ヶ瀬長引 442 番地の1	西原 無我 奈良市月ヶ瀬長引 980 番地の2

2 変更の年月日

令和5年1月1日

(令和5年1月23日揭示済)

**奈良市告示第26号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西久保 徹也 奈良市月ヶ瀬嵩 745 番地の2	井阪 秀樹 奈良市月ヶ瀬嵩 283 番地の1

2 変更の年月日

令和5年1月1日

(令和5年1月23日揭示済)

**奈良市告示第27号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	湯家谷 光司 奈良市月ヶ瀬桃香野 4938 番地	井ノ倉 清繁 奈良市月ヶ瀬桃香野 282 番地の4

2 変更の年月日

令和5年1月1日

(令和5年1月26日揭示済)

**奈良市告示第28号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月26日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	窪田 良蔵 奈良市月ヶ瀬月瀬310番地	辰巳 一雄 奈良市月ヶ瀬月瀬492、494番地合併の2

2 変更の年月日

令和5年1月1日

(令和5年1月26日揭示済)

**奈良市告示第29号**

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により奈良市森林整備計画を立てたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和5年1月31日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧場所

奈良市役所 観光経済部農政課

2 縦覧期間

自 令和5年1月31日

至 令和5年2月28日

(令和5年1月31日揭示済)

**奈良市告示第30号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年1月31日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年1月26日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。  
 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000円  
 原動機付自転車 4,000円  
 イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和5年1月31日掲示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第4号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年1月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ジャパンネクストリ テイリング株式会社	代表取締役 河北 裕介	愛知県名古屋市千種区内山三丁目 31番20号今池NMビル4階	令和5年1月12日

(令和5年1月16日掲示済)

**奈良市企業局告示第5号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年1月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社アズクリエ イティブ	代表取締役 河北 裕介	愛知県名古屋市千種区内山三丁目31 番20号今池NMビル4階	令和5年1月12日

(令和5年1月16日掲示済)

**奈良市企業局告示第6号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年1月20日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 長谷建設	代表取締役 長谷 孝雄	大阪府大阪市都島区善源寺町二丁 目3番27号	令和4年12月13日

(令和5年1月20日掲示済)

**奈良市企業局告示第7号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年1月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修



名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 コネクト ライフ	代表取締役 坂本 裕司	大阪府堺市堺区向陵西町四丁 7 番 26 号	令和5年1月18日

(令和5年1月31日揭示済)